

# 特定非営利活動法人 DPI(障害者インターナショナル)日本会議

Japan National Assembly of Disabled Peoples' International (DPI-JAPAN)



〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル5F

Tel: (03)5282-3730 Fax: (03)5282-0017

E-mail: office@dpi-japan.org

URL: <https://www.dpi-japan.org>

2024年1月24日

文部科学省大臣  
盛山 正仁 様

## 障害差別の解消、インクルーシブ教育推進等の要望

特定非営利活動法人 DPI(障害者インターナショナル)日本会議  
議長 平野みどり

貴省におかれましては、障害のある児童生徒の教育行政に、日々ご尽力のことと存じ上げます。

私たち DPI 日本会議は、DPI(障害者インターナショナル)の国内組織として1986年に発足し、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現に向け取り組みを進める、全国91の加盟団体からなる障害当事者団体の連合体です。

一昨年、国連障害者権利委員会による対日審査が行われ、同委員会から総括所見が出されました。私たちは結成当初から、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が、地域の同じ学校へ通い、ともに学ぶインクルーシブ教育の実現をめざして活動しており、総括所見の「勧告」は、めざす到達点が改めて示されたものと考えています。

昨年3月に出された「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告」では、「学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当」する児童生徒が、通常学級に一定数在籍しているとした上で、「支援の更なる充実が必要」とあります。

支援員の配置等に加え、教員の配置等も進めていく必要があります。またそれと同時に、地域の学校が「常に過度の競争にさらされる」「1クラスの人数が多い」などを課題として捉え、解決していくことが必要です。学校をすべての児童生徒にとって安心して過ごせる場にするにより、障害者だけでなく、様々な背景を持つ、あるいは配慮を必要とする児童生徒も含めて、一緒に学ぶことができるよう、対応していくべきと考えます。

上記の認識の下、要望を、以下に記します。

1. 今年4月から障害者差別解消法の改正法が施行されます。学校教育施設をはじめ貴省が管轄する施設において、障害者が差別を受けることなく、障害のない者と同じように利用できるよう、運用を進めてください。
2. 学校バリアフリーについては、貴省のご尽力により各自治体での設置が進むよう取り組んでいたいただいています。私達団体に寄せられる相談においても、いくつかの自治体において、「早期に」設

計・施工が行われたという報告をいただいております。

しかし、一方でなかなか進まない自治体があるのも事実です。要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校にエレベーターを整備するなど、2025年度までの「緊急かつ集中的な」整備目標の達成向け、自治体への働きかけ、実質的な補助を増やすなどの具体的な方策を、より強力に推し進めるよう、お願いします。

3. 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（以下、特例法）第2条を見直して、大学の「介護体験等」で障害当事者が障害者の自立した生活を支援する自立生活センターでも実習が可能となるようにしてください。

現行の制度では社会福祉・医療関係・教育などの大学で、（単位認定はされませんが）全学部学生が対象となる「介護体験等」カリキュラムで、特例法2条によれば「社会福祉施設等」とは「入所施設」などを指し、多くの自立生活センターは含まれません。これでは学生が、必要な支援を受けながら日常生活・社会生活を送る障害者の姿を知ることができません。また、東京都などでは学校や学生本人が実習先を選択できない仕組みとなっております。この点についても改善をお願いいたします。

4. 以下の項目について、可能な範囲で意見交換をお願いいたします。

- ① 障害者権利委員会の勧告の実施について

2022年10月に出示された、障害者権利条約対日審査の「勧告」を踏まえた障害者権利条約（24条等）の国内実施をお願いします。特に、障害のある児童生徒やその保護者が通常学級への就学を希望した場合でも、就学が拒否される、あるいは就学はできても適切な支援が行われず、通常学級での生活が困難であるとの相談も受けています。このようなことが起きないように、適切な制度政策を打ち出していただきたいと思います。

- ② 2022年4月に発出された「文科省通知」について

この間貴省とも意見交換をさせて頂いておりますが、国連の総括所見では「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（通知）に関して、撤回を要請しています。今までの取り組みや実践に悪影響を与えないよう、ぜひ誠実にご対応頂きますようお願いいたします。

また、より支援が必要な児童生徒の、地域の学校・通常学級における学びについては、一定のマンパワーも必要という認識に立ち、障害のない児童生徒と同じように地域の学校・通常学級を選択できるよう、教員配置の仕組みをご検討いただきますよう、お願いします。

- ③ 継続的な意見交換の場

今後とも、日本におけるインクルーシブ教育推進の課題に関して、継続的に話し合いの場を持っていただくようお願いいたします。